

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

(1) 旅券法の改正に伴い、奈良県事務処理の特例に関する条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(2) 情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、次の条例について、同法の題名等を引用する条文の整備を行うこととした。

ア 奈良県手数料条例

イ 奈良県税条例

2 施行期日

令和元年十二月十六日から施行することとした。